

番号	1. ①
項目	「国際クラブ」の実施にあたり、これまで取り組まれてきた民族学級の位置づけと意義についての考えを明らかにしてください。また、コロナ規制解除後における「国際クラブ」の活動状況について明らかにしてください。
(回答) 昭和23年、大阪府と在日韓国・朝鮮人の代表との間で「府知事覚書」が交わされて本市を含む大阪府内市町村の公立小中学校に民族学級が設置され、課外の時間に韓国・朝鮮語、歴史、文化等についての学習が行われてきました。 また、平成3年に結ばれた「日韓法的地位協定」の中で、『地方自治体の判断により学校の課外で行われている韓国語や韓国文化等の学習が今後も支障なく行われるように日本政府として配慮する』との覚書が交わされました。これにより、当時の文部省初等中等教育局長から『課外における韓国語等の学習の取り扱いについて、日韓両国民の相互理解と友好親善の促進の見地に配慮するように』との通知が出されました。この通知をもとに、本市では平成4年に「民族クラブ技術指導者招聘事業」を開始し、各校の課外における韓国・朝鮮の言語や文化等の学習へ指導者を派遣し、平成19年度からは、招聘事業を整理し、「国際理解教育推進事業」として民族クラブ・国際理解クラブを実施してきました。 さらに、平成29年度から民族学級・民族クラブ・国際理解クラブを総称として国際クラブに統一し、韓国・朝鮮や中国だけでなく、フィリピン・ペルーなど、多様な文化を互いに理解し合い、異なる文化を持った人々と共に生き、協働する取組を進めています。 これまで、長きにわたる民族学級・民族クラブ・国際理解クラブの活動を通して、多くの外国籍・外国につながる児童生徒に民族的自覚と誇りをはぐくんできました。 今後も、国際クラブは、これまで積み上げてきた民族学級・民族クラブ・国際理解クラブの成果や理念を活かし、取組の歴史、指導の継続性を考慮しながら実施してまいります。 新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後、「国際クラブ」の活動にあたりましては、引き続き感染拡大防止に努めながら実施しています。各地域での交流行事も再開され、他校の子どもたち同士の交流も進んでいます。	
担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当 電話：06-6208-9185

番号	1. ②
項目	今年度起こっている民族差別事象について市教委の見解を明らかにし、根絶するための施策を具体的に講じてください。また、全教職員が学習する場を設定するとともに「白書」等の資料を作成してください。
(回答) 令和5年4月から令和5年9月末までに、教育委員会指導部で把握している外国人差別事象は、4件です。 内容は差別発言で、個々のもつ多様な属性や特性に対しての偏見と、外国につながる相手が日々抱えている不安な気持ちを想像できないまま発言した事象です。その背景には、差別や偏見の問題等について、子どもたちが自らの課題としてとらえ、自ら考えて行動することができておらず、子どもたちに必要な人間関係づくりや相互理解が進んでいないことが発言につながったと考えられます。 教育委員会としては、差別を受けた子どもたちを支えることを第一に考え、差別事象を起こした子どもの意識の変革をめざし、差別を受けた側にわが身を置き換えられる子どもたちを育てることが重要であると考えています。また、教育の中立性に十分配慮しながら、多様な属性や特性に対して、いやがらせ等につなげることは、決して許されるものではないと子どもたちに十分に理解を促し、人権感覚を涵養していく必要性を感じています。 なお、差別事象が発生した場合は、平成24年度に配付した「人権教育をすすめるために(学校園における人権教育推進のための事例集)〔改訂版〕」に基づき、速やかな対応と報告、学校体制として被差別の立場に立ちきる対応等について、校長研修や教頭・副校長・主任研修等の場で指導しています。しかし、差別を受けた側の心情への寄り添いや背景分析が十分でない、組織的な対応が弱い等の課題のある学校も見受けられるのも事実です。 今後も、事象が発生した際は、担当指導主事が当該校への訪問等を行います。そして、学校と共に事象の発生状況や対応の経過の把握に努め、解決に向けた背景分析、教育活動の点検や見直し、事象の教訓化を図ります。また、中・長期的な展望をもって、校種間の連携や保護者への啓発も含めて、民族差別をはじめあらゆる差別を根絶する取組がなされるように指導していきます。 さらに、差別事象の検証を行いつつ、教職員の人権意識や差別を見抜く鋭い感性を育み、多文化共生教育について理解を深めるための教育委員会による研修を積極的に行い、差別事象の未然防止に努めてまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当 電話：06-6208-9185

番号	1. ③
項目	大阪市が長年にかけて推進してきた「本名（ルーツにつながる名前）を呼び・名のる」教育の現状、課題について明らかにしてください。また各校園への指導の徹底をしてください。 (回答) 教育委員会では「本名を呼び・名のる」教育の重要性を、『『本名指導』をすすめるために（指導の手引き）」（平成9年度）や「在日外国人教育基本方針」（平成13年度）に示し、各校園では「本名を呼び・名のる」ことのできる環境づくりを積極的に進めています。 また、平成30年度から就学や入学前の子どもの保護者へ配付するリーフレット「保護者の皆様へ『本名を呼び・名のる』ために」を、「保護者の皆様へ 多文化共生社会の実現をめざして～『本名（ルーツにつながる名前）を呼び・名のる』ために～」と改訂しました。改訂版では、これまでと同様に、本名使用に関する教育委員会や各校園の基本姿勢を示すとともに、ルーツにつながる名前も大切にしてほしいという内容も盛り込みました。本名（ルーツにつながる名前）を大切にすることで自己のアイデンティティを確立し、ちがいを豊かさとして認め合う子どもの育成に取り組むと明示しています。 なお、リーフレットを入園・入学時説明会や就学時健康診断、入園・入学式等だけでなく、各校園の実情に応じて随時活用できるように、平成28年10月から、校務支援パソコンで閲覧できるようにするとともに、令和2年度より、やさしい日本語版のほか8か国語による多言語版も掲載しています。 また、各校園に対して行っている実態調査をもとに、公簿への本名記載等に不備のある校園には指導をします。卒業証書の本名記載についても、保護者の要望が多様化しており、校園から相談を受けた際は、指導の手引きに則り、適切に対応するよう指導しています。 さらに、各校園におきましては「多文化共生の教育をめざして－事例集－」（平成15年度）や「学力の基礎としての人権教育 個別的課題の実践デザイン～多文化共生～」(令和3年度)等の活用を図り、「総合的な学習の時間」等において子どもたちが韓国・朝鮮、中国、フィリピン等、諸外国の言語や文化を体験し、発達段階に応じて指導計画を作成して実践を行っています。各校園に在籍するすべての子どもが、教育活動のあらゆる場を通して共に学ぶ仲間として互いのちがいを理解することのできる集団の育成に努めています。 今後も、教職員や子どもが豊かな人権感覚を育み、各校園がそれぞれに、より有効な指導方法について検討を重ねながら、「本名を呼び・名のる」指導の徹底を図ることができるよう、支援してまいります。
担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当 電話：06-6208-9185

番号	1. ④
項目	外国籍教員の任用・配置の拡大についての見解を明らかにしてください。 (回答) 教育委員会では、国籍を問わず優秀な人材を確保するため、これまでも大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストにおいて日本国籍を有することを要件とせず実施してきました。また、採用テストの可否判定につきましても、筆答試験や面接試験等の選考試験に基づいて行っているところであり、国籍にかかわらず、教育の推進に必要な優れた人材を広く求めたいと考えています。 国際クラブの指導者の採用や配置は、国際理解教育推進事業実施要綱にもとづいて行っています。国際クラブの開設を希望する学校は、教育委員会へ開設申請書を提出し、承認された国際クラブには、予算の範囲内において指導者を配置することとしております。平成 28 年度から非常勤嘱託職員を 1 名増員し、15 名枠としています（令和 2 年度より会計年度任用職員）。しかしながら、ここ数年、新たな指導者の確保が課題となっています。 今後、より安定した活動をすすめるためにも、会計年度任用職員の欠員補充や時間講師を新たに採用するなど、新たな指導者の確保に努めてまいります。 国際クラブ指導者の採用と配置につきましては、本市小中学校に在籍する外国籍及び外国につながる児童生徒数や、各校の国際クラブ設置の状況を鑑み、検討してまいります。
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9123 教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当 電話：06-6208-9185

番号	1. ⑤
項目	多文化共生教育を推進するため、教職員の人的配置を行ってください。
(回答) 教育委員会としては、これまで多文化共生教育の推進、及び外国につながる児童生徒が増加している現状を踏まえ、国から措置される児童生徒支援加配を活用し、日本語指導等の充実を図ってまいりました。 今後も引き続き、国に対して教員定数の改善を要望していくとともに、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、教員の適切な配置に努めてまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9123

番号	1. ⑥
項目	外国人教育主担の役割や校内での位置づけ、それを支える体制について、各校園に指導、確認してください。
(回答) 外国人教育主担者は、各校園における多文化共生教育を推進する要となる役割を担っています。主な役割として、外国籍や外国につながる子どもの把握、多文化共生教育の年間指導計画の作成、校内研修等の立案・実施、そして、校内外の関連行事の実施にあたっては、企画・運営から、児童生徒への参加の呼びかけや引率体制の調整等、多岐にわたる業務を行っています。また、国際クラブ設置校では、国際クラブ指導者と連携し、子どもの指導や運営等にもあたっています。 さらに、各校園では校務分掌に位置づけられ、全教職員に働きかけ、協力して多文化共生教育の推進に努めています。 一方で、教職経験年数の少ない教員が、初めて外国人教育主担者になるケースも増えており、さらなる研修の充実や人材の育成が求められています。今年度は、eラーニングによるオンライン研修だけでなく、4月には3年ぶりに教育センターに集まっての全市外国人教育主担者会を行い、外国人主担の仕事、求められる役割について研修を実施して、人材の育成に努めてまいりました。 また、外国人教育主担者が中心となって、校内における多文化共生教育を推進するためには、校長の理解と支援、外国人教育部会などの組織的な支援が必要です。 今後も、外国人教育主担者に向けての研修の充実を図りつつ、多文化共生教育に精通した人材を外国人教育主担者として位置づけることや引き継ぎ支援体制の充実を図ることを各校園に指導・助言してまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当 電話：06-6208-9185

番号	2. ①
項目	これまで培ってきた民族学級及び在日外国人教育の成果をふまえ、後退させることなく「国際クラブ」設置校の事業拡充について積極的に働きかけ、体制を整えてください。
(回答) 教育委員会では、人間尊重の精神に基づき、昭和 45 年以来、学校教育指針に「在日外国人の幼児・児童・生徒の教育」を示しました。さらに、平成 13 年 6 月に「在日外国人教育基本方針」を策定するとともに、平成 15 年 8 月には「多文化共生の教育をめざして - 事例集 -」を作成し、すべての子どもが共に学び、共に生きるため、互いの人権を尊重し、ちがいを豊かさとして認め合う教育実践を推進してまいりました。 また、平成 19 年度から国際理解教育推進事業を実施し、民族クラブ・国際理解クラブの拡充や体制づくりを進めてきました。民族クラブ・国際理解クラブの活動は、外国籍・外国につながる児童生徒の民族的アイデンティティをはぐくんできました。また同時に、周囲の児童生徒が共に学ぶ外国籍・外国につながる仲間の文化を理解し、すべての児童生徒がちがいを認め合い、多文化共生社会の実現に向けた意識や態度をはぐくむ活動にもなってきました。 国際化の進展は著しく、令和 5 年度の本市小中学校に在籍する外国籍児童生徒は、50 の国と地域、約 4,400 名となっています。日本語指導を必要とする児童生徒は、平成 26 年度の 327 名から、令和 5 年度は 1326 名とこの 9 年間で約 4 倍に大幅増加しています。このような外国につながる児童生徒に対して、日本語の習得とともに母語や母文化を保障するための一層の取組の必要性が生じています。 そこで、平成 30 年度より、これまで本市が長年積み上げてきた国際クラブを拡充し、韓国・朝鮮、中国、フィリピン、ペルー、ベトナムなどの外国につながる児童生徒が集う国際クラブも開設できるようにしました。また、拡充にともない国際クラブ指導者の確保にも努めるなど、今後とも指導支援体制の充実を図ってまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当 電話：06-6208-9185

番号	2. ②
項目	「国際クラブ」の実践を教育課程内に連携させる取り組みを一層、推進してください。
(回答) 令和4年3月策定の「大阪市教育振興基本計画」において、「安全・安心な教育の推進」「未来を切り拓く学力・体力の向上」「学びを支える教育環境の充実」の3つの最重要目標を掲げ、その達成に向けた9つの基本的な方向を示しています。その基本的な方向の中の一つに多文化共生教育の推進を掲げ、外国につながる児童生徒のアイデンティティの確立や安全で安心な学校生活の実現のために、母語・母文化の保障に向けた取組を実施し、その具体的な取組として、教育課程内外における多文化共生教育の推進を明記しています。また、「大阪市多文化共生指針」（令和2年）においても、外国につながる児童生徒への支援を充実するにあたり、「多文化共生教育の推進」が掲げられ、異なる文化をもった子どもたちの交流、講師の招聘、外国人学校との交流等を行いながら、各学校園においてすべての子どもたちに対し「世界における多様な文化を相互に理解し合い、異なる文化をもった人々とともに生き、協働することを通して新しい価値を生み出す」多文化共生教育に系統立てて取り組んでいくことが示されています。 国際クラブが設置されている小中学校の中には、多文化共生教育の視点で教育課程内の「総合的な学習の時間」等に、国際クラブでの活動の成果や在籍する外国につながる児童生徒の文化・言葉等を紹介する学習機会を設けている学校もあります。また、国際クラブの指導者等をゲストティーチャーとして教育課程内の授業に招聘し、各学年の子どもの発達段階に応じた取組を計画的に行っている学校もあります。今後も、子どもたちが多様な国や地域の文化に触れることができるよう、国際クラブの指導者との連携を深め、教育課程内における多文化共生教育の取組を進めてまいります。 教育委員会としましては、参考となる実践事例を文書配信や研修会等の場において周知するとともに、各学校が教育目標や実情に応じて、国際クラブの実践を教育課程内の多文化共生教育の取組につなげられるよう、引き続き指導・助言を行ってまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当 電話：06-6208-9185

番号	4. ①
項目	「外国につながる、児童生徒の受入れ・共生のための教育推進事業」について、今年度の取り組みと現状を明らかにしてください。また本事業を推進する上で「母語・母文化の保障」が重要課題であると考えます。現場の状況を把握して、多文化共生教育に関する施策を講じ、予算を確保してください。
(回答) 教育委員会では、毎年、市内の全校園に対して在日外国人教育状況調査を実施するとともに、意見交流会を国際クラブ設置校の管理職・外国人教育主担者や国際クラブ指導者、大阪市外国人教育研究協議会事務局等と行っています。さらに、国際クラブへの訪問、民族の集い・音楽会等への参加により、本市、地域、各校園の状況把握に努めています。 また、平成19年度より国際理解教育推進事業の施策を開始し、一人ひとりの子どもが、共に学び、共に生き、民族的・文化的背景のちがいを認め合い、互いの人権を尊重し合える関係を享受できる教育を進めてきました。 その一方で、国際化の進展にともない、近年、帰国・来日し、市内の学校園に通う外国につながる幼児児童生徒が急増しています。教育委員会では、令和2年に「外国につながる児童生徒の受入れ・共生のための教育推進事業」を立ち上げ、日本語指導の保障、母語・母文化の保障、多文化共生教育の推進を3本柱として、事業を進めてまいりました。 外国からの編入者数は、令和4年度に入って急増し、今年度は昨年度を上回るペースで増え続けています。今後さらに外国からの編入者数が増加すると予想されることから、各校園における日本語指導や母語・母文化の保障、多文化共生教育の一層の充実が喫緊の課題となっています。母語・母文化保障のさらなる充実をめざし、今年度は中国学級やベトナム学級などの国際クラブを増設しました。また、現在『日本語指導が必要な子どもの教育センター校』で日本語指導にあたる教員も3名追加採用しています。今後も継続して人材確保に努めてまいります。 本市の財政状況はたいへん厳しい状況ではありますが、本市が長年、積み上げてきた国際理解教育の成果や理念を活かしながら、さらに、多様な外国につながる幼児児童生徒の課題にしっかり対応するための予算確保及び施策の具現化に努めてまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当 電話：06-6208-9185

番号	4. ③
項目	多文化の子どもたちが集う、フェスティバル等の開催を検討してください。
(回答) 外国につながる子どもたちが在籍する学校園の枠を超えて集い、交流を図ることで、自己のアイデンティティを高め、互いの国籍や言語、文化等のちがいを認め合う態度が育まれ、多文化の子どもたちのつながりの輪がさらに広がっています。 これまでに、教育委員会では、国際理解教育推進事業研究支援員要綱に基づいて、4名の教諭を国際理解教育推進事業研究支援員に任命し、大阪市外国人教育研究協議会主催の「民族交流会」や「民族音楽会」、「中国語弁論大会」等に連携して取り組んできました。 また、教育委員会主催で日本語指導が必要な子どもの教育センター校に通級する生徒や修了した生徒が、母語で弁論する「ワールドトーク（多文化スピーチ大会）」を行っています。 それぞれの取組に参加する児童生徒が増加するとともに、内容も充実し、着実に成果をあげていると同時に、近隣小中学校で在籍する外国につながる児童生徒と保護者が調理活動等を通して、交流する場を設けている地域もあります。 これまでの取組の成果をふまえ、今後とも、関係諸機関と連携を図りながら、交流会や発表会等地域の取組を支援してまいります。また、指導者とも連携しながら、国際クラブのさらなる内容の充実を図るとともに、多文化共生教育の実践がこれまで以上に進むよう引き続き支援してまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当 電話：06-6208-9185